

○人にやさしいまちづくり条例

平成七年三月十七日

福島県条例第二十二号

改正 平成七年一〇月一三日条例第五五号

平成一一年一二月二四日条例第六三号

平成一七年七月一二日条例第八三号

人にやさしいまちづくり条例をここに公布する。

人にやさしいまちづくり条例

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 施策の基本方針（第九条）

第三章 公益的施設の整備等（第十条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、人にやさしいまちづくりについての基本理念並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、人にやさしいまちづくりのために必要な施策の推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平一一条例六三・一部改正）

（基本理念）

第二条 人にやさしいまちづくりは、すべての人が個人として尊重されるとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指すものである。

（平一七条例八三・一部改正）

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公益的施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は道路、公園、駐車場その他の施設（建築物を除く。以下「その他の施設」という。）で規則で定める

ものをいう。

二 指定施設 公益的施設で規則で定めるものをいう。

三 新築等 次に掲げるものをいう。

ア 建築物にあつては、建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕で規則で定めるものをいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替で規則で定めるものをいう。）

イ その他の施設にあつては、新築、新設、増築又は改築

ウ 公益的施設でない建築物若しくはその他の施設の用途を変更して公益的施設とすること又は公益的施設であつて指定施設でない建築物若しくはその他の施設の規模を変更して指定施設とすること。

（平一七条例八三・一部改正）

（県の責務）

第四条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため、必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

（平一七条例八三・一部改正）

（啓発活動等の推進）

第五条 県は、教育活動等を通じて、人にやさしいまちづくりについての基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、人にやさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し、必要に応じ情報を提供するものとする。

第六条 削除

（平一一条例六三）

（事業者の責務）

第七条 事業者は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 公益的施設を設置し、若しくは管理する事業者又は規則で定める車両を所有し、若しくは管理する事業者は、当該公益的施設又は当該車両をすべての人が安全かつ快適に利用で

きるようその整備に努めるものとする。

(平一一条例六三・平一七条例八三・一部改正)

(県民の責務)

第八条 県民は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、住宅の整備に当たっては、人にやさしいまちづくりについての基本理念を尊重するよう努めるものとする。

(平一一条例六三・一部改正)

第二章 施策の基本方針

第九条 人にやさしいまちづくりに関する県の施策の策定及び実施は、すべての人が安全かつ快適に行動できる生活環境の整備並びに県民の参加と協力による思いやりに満ちた地域社会の維持及び形成を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(平一七条例八三・一部改正)

第三章 公益的施設の整備等

(整備基準)

第十条 知事は、公益的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の構造及び設備に関し、すべての人の利用に配慮すべき事項について、必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めなければならない。

(平一七条例八三・一部改正)

(整備基準の遵守)

第十一条 公益的施設の新築等をしようとする者は、当該公益的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(平一七条例八三・一部改正)

(指定施設の新築等の届出)

第十二条 指定施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(指定施設の新築等の計画の変更)

第十四条 前二条の規定は、指定施設の新築等の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。

（指定施設の報告の徴収等）

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、指定施設を設置し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合状況の報告又は当該指定施設を整備基準に適合させるための工事の計画の届出を求めることができる。

2 知事は、前項の報告又は届出があったときは、当該報告又は届出をした者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言をすることができる。

第四章 雑則

（適合証の交付）

第十六条 整備基準に適合する公益的施設を設置し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公益的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を申請することができる。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る公益的施設について検査を行うものとする。

3 知事は、前項の検査の結果、当該検査に係る公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、第一項の申請をした者に対し、適合証を交付するものとする。

（平一七条例八三・全改）

（立入調査）

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第十二条の規定による届出（第十四条において準用する場合を含む。次条において同じ。）に係る指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第十八条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第十二条の規定による届出を行わず工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第十二条の規定による届出をした者が当該届出と異なる工事を行ったときは、当該届出のとおり工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することが

できる。

(公表)

第十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(平七条例五五・一部改正)

(国等に関する特例)

第二十条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体については、第十二条から前条まで(第十六条を除く。)の規定は、適用しない。

2 知事は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下この項において「国等」という。)に対し、当該国等が自ら設置し、又は管理する公益的施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務処理の特例)

第二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、第十二条(第十四条において準用する場合を含む。)及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務は、各市町村(福島市、郡山市及びいわき市を除く。)が処理することとする。

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。

一 第十二条(第十四条において準用する場合を含む。)及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理

二 第十三条(第十四条において準用する場合を含む。)及び第十五条第二項並びにこの条例の施行のための規則の規定による指導又は助言

三 第十五条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による報告又は届出の徴収

四 第十七条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による立入調査

五 第十八条及びこの条例の施行のための規則の規定による勧告

(平一一条例六三・追加)

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例六三・旧第二十二条繰下)

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

ただし、第一章、第二章並びに第四章第二十一条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年条例第五五号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第三号で平成八年四月一日から施行)

附 則 (平成一一年条例第六三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第八三号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

ただし、第二条、第四条第二項、第七条第二項、第九条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。